

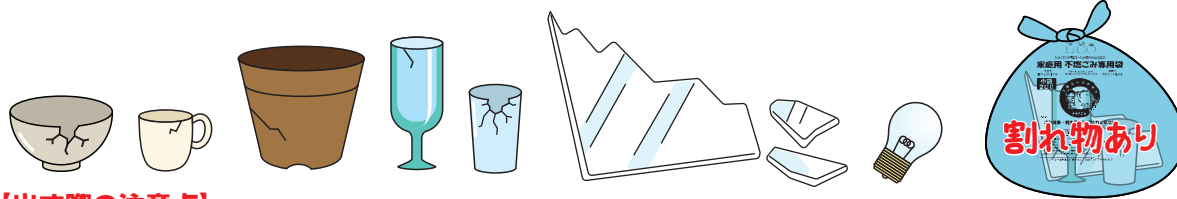
不燃

資源物の分別にご協力ください。

不燃ごみ

50cmまたは5kgを超えるものは粗大ごみになります。

陶磁器類、ガラス製品、鏡



【出す際の注意点】

割れたものや割れる可能性のあるものは新聞紙で包み、有料袋に直接「割れ物あり」等記載して出してください。

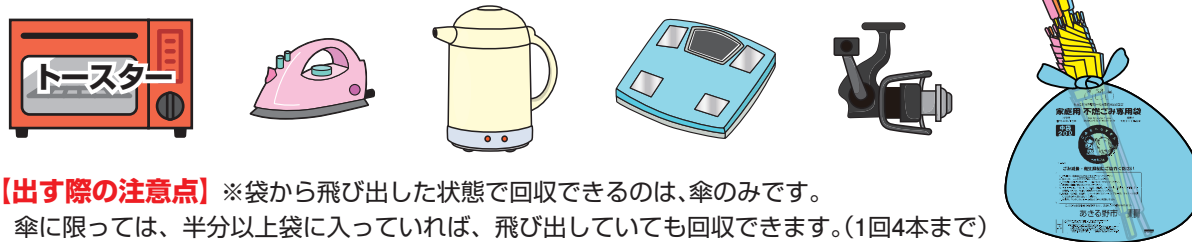
刃物、はさみ、釘や針などの鋭利なもの



【出す際の注意点】

刃物は刃先を新聞紙等で包み、針・釘等はプラスチックなどの容器に入れてから有料袋に入れてください。有料袋に直接「鋭利なものあり」等記載して出してください。

プラスチックやゴムなどの可燃物と金属の混合製品 傘（1回に4本まで）



【出す際の注意点】

※袋から飛び出した状態で回収できるのは、傘のみです。傘に限っては、半分以上袋に入っていれば、飛び出しても回収できます。(1回4本まで) 使用済小型電子機器対象品は不燃ごみ袋に入れても回収できません。(対象品目は資源ごみ扱い)

粗大ごみとなる主な例

- 5本以上の傘をまとめて排出する場合
- 5kgを超える炊飯器(5kg以下は不燃ごみ扱い)



不燃ごみ袋のバラ売り（1枚単位での販売）をご活用ください。

ごみ袋販売店のうち、バラ売り対応店では1枚単位での購入ができます。ごみをため込まず計画的に排出しましょう。不要品を計画的に捨てることは、災害時のがれき等を減らし減災効果があります。



他県で充電池から発火したために炎上したりサイクル施設 発火した電子たばこ

有料袋 必要

月2回収集 1回に10袋まで



充電池が取り外せない製品群は令和5年6月から「有害ごみ」扱いです。充電池を破碎すると電池が発火することがあります。不燃ごみには入れずに必ず「有害ごみ」(24ページを参照)として排出してください。

※画像提供：容器包装リサイクル協会

